明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二**）　二

〔告示〕

○電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件（**デジタル庁・法務五**）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務一〇三**）　三

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を追加して定める件（**文部科学六九**）　三

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物に追加して家屋を定める件（**同七〇～八四**）　五

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（**同八五～九一**）　七

○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件の一部を改正する件（**同九二、九三**）　八

○高速自動車国道に関する件（**国土交通一〇一四**）　八

○道路に関する件（**中部地方整備局六六**）　八

〔人事異動〕

内閣　復興庁　法務省　出入国在留管理庁　財務省　八

〔官庁報告〕

法務

公証人任免（法務省）　九

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九

国家試験

令和六年度旅行業務取扱管理者試験の公示（観光庁）　一〇

国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　二

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（同）　二

〔公告〕

官庁

諸事項

建設業の許可の取消処分関係　二

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　二

会社その他　三〇

府令・省令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

経済産業省組織令及び産業構造審議会令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百三十五号）の施行に伴い、並びに中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第八条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年七月十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　盛山　正仁
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　伊藤信太郎
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫
環境大臣　伊藤信太郎

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令

社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令（令和元年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（事前届出） **第三条**　第一条及び前条の規定による手続（次条において「申請の手続」という。）を電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条第一項において「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ経済産業省イノベーション・環境局イノベーション創出新事業推進課長（以下この条において「イノベーション創出新事業推進課長」という。）に届け出なければならない。 一・二　（略）	（事前届出） **第三条**　第一条及び前条の規定による手続（次条において「申請の手続」という。）を電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。次条第一項において「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ経済産業省経済産業政策局産業創造課長（以下この条において「産業創造課長」という。）に届け出なければならない。 一・二　（略）
2　イノベーション創出新事業推進課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。	2　産業創造課長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号を通知するものとする。
3　第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨をイノベーション創出新事業推進課長に届け出なければならない。	3　第一項の規定による届出をした者は、届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を産業創造課長に届け出なければならない。
（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　主務大臣は、申請の手続については、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。	（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　主務大臣は、申請の手続については、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。
2　（略）	2　（略）

附　則

この命令は、公布の日から施行する。